

熱田神宮略記



始



熱田神宮略記

61

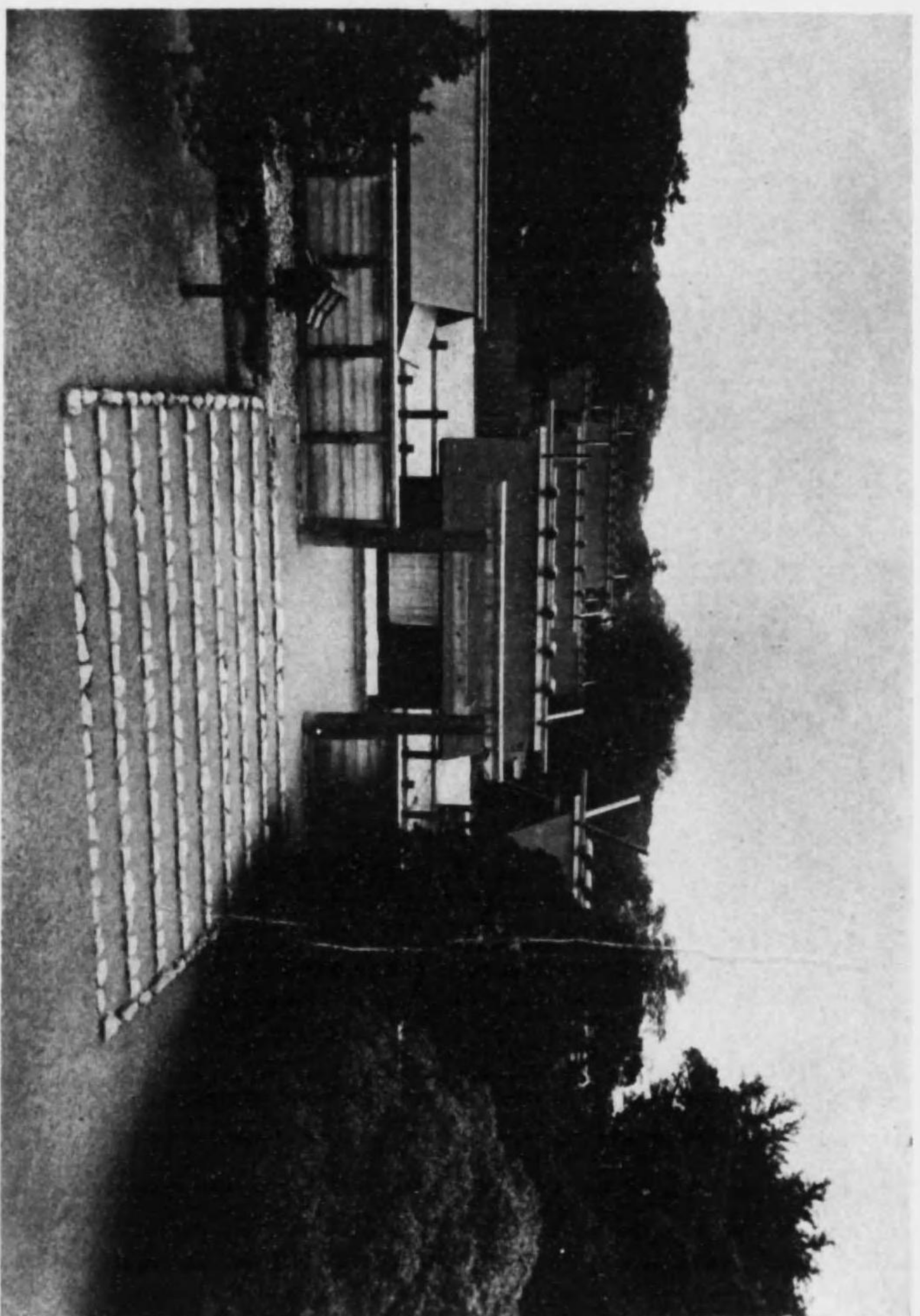
特249
61



宮
略
記

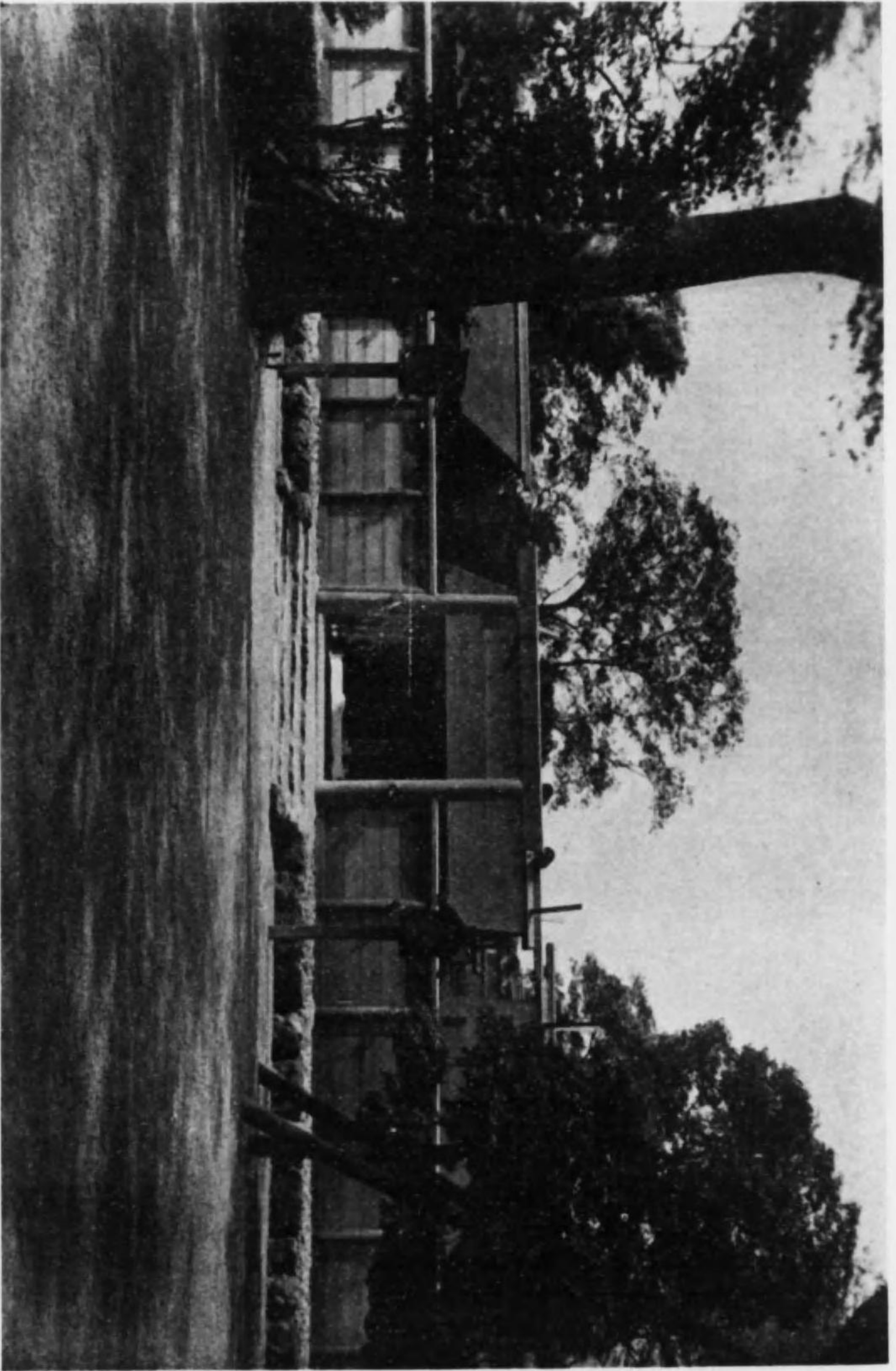
熱
田
神
宮
官
廳



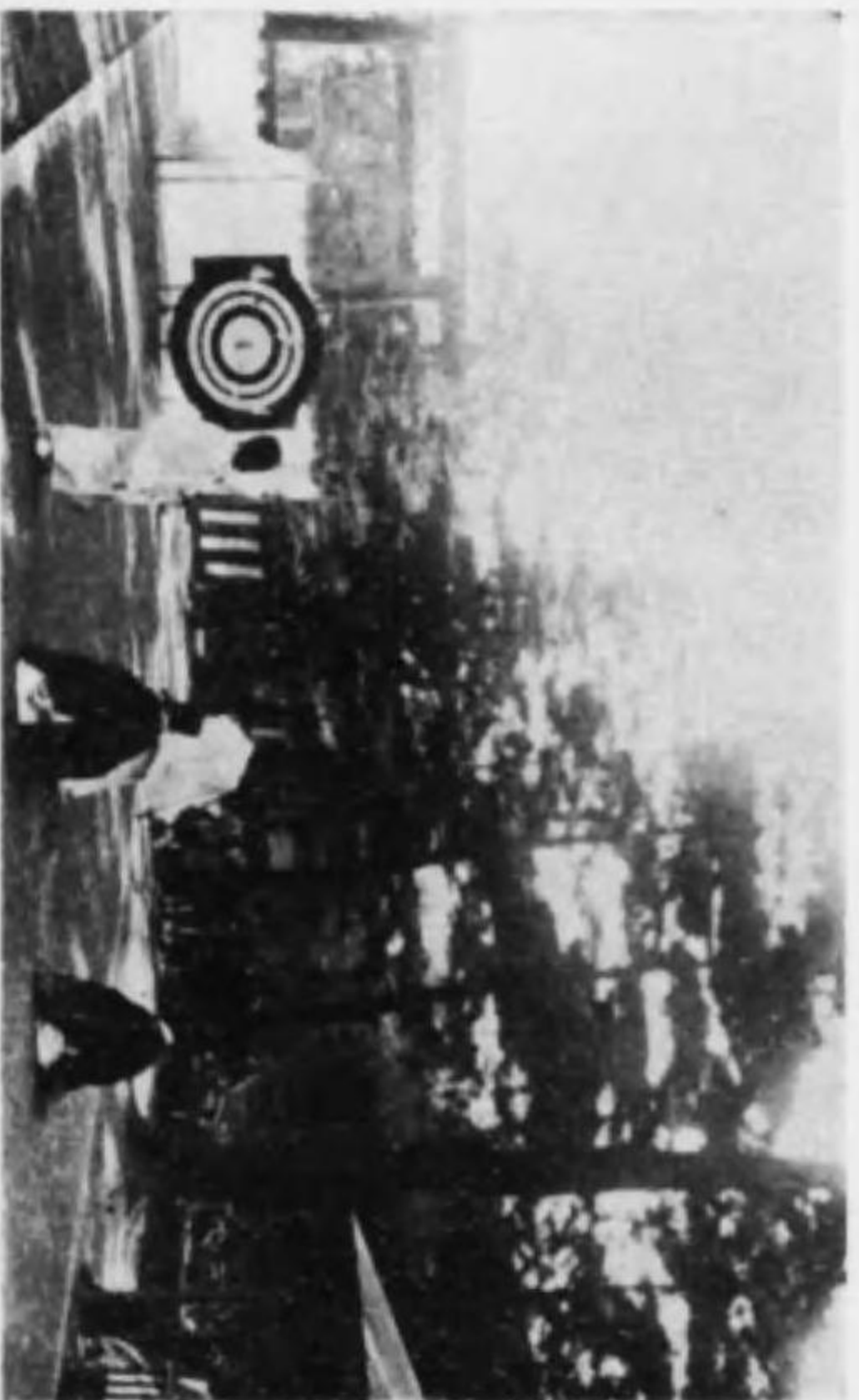


御本宮正面

別宮正面

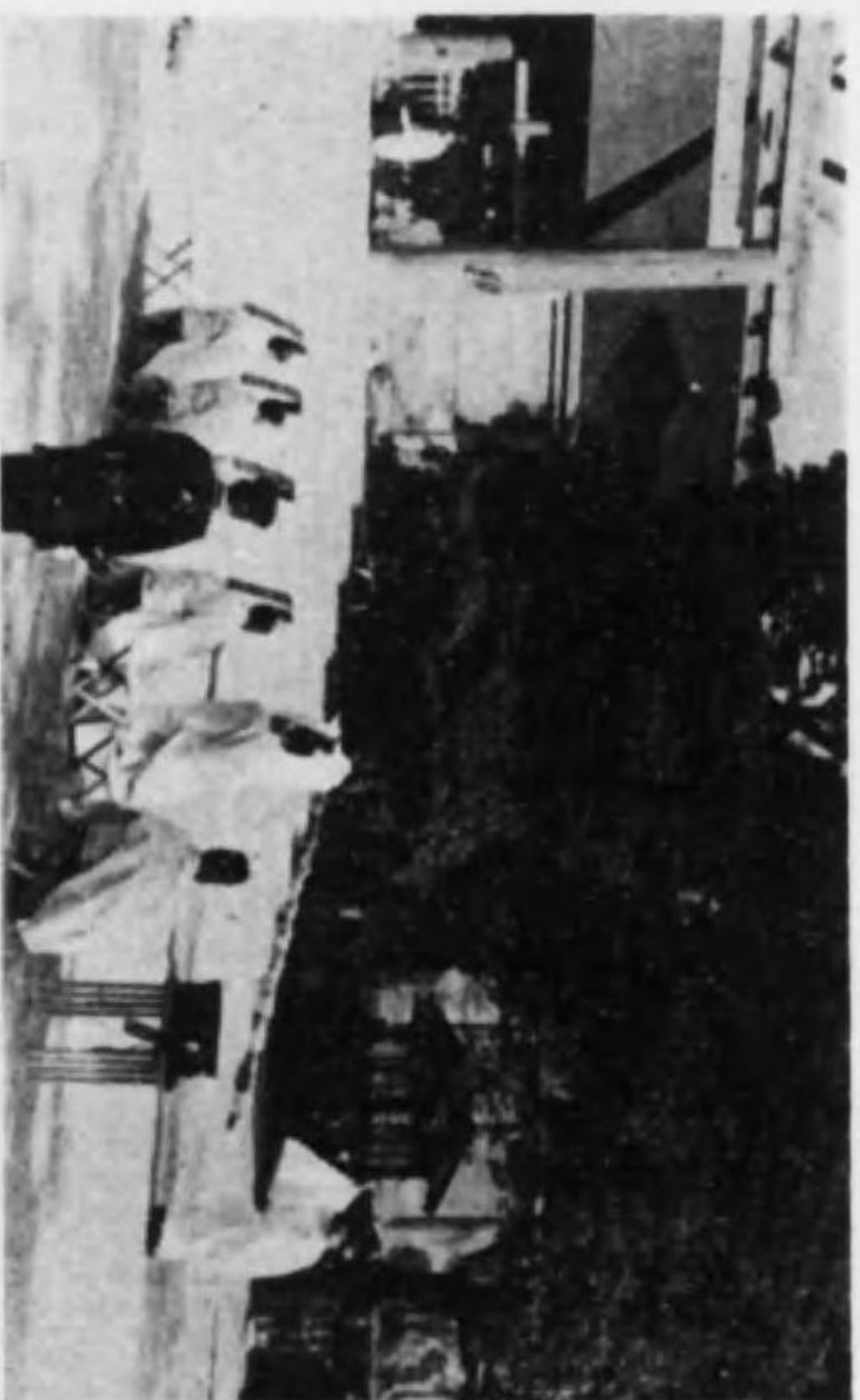


神 事

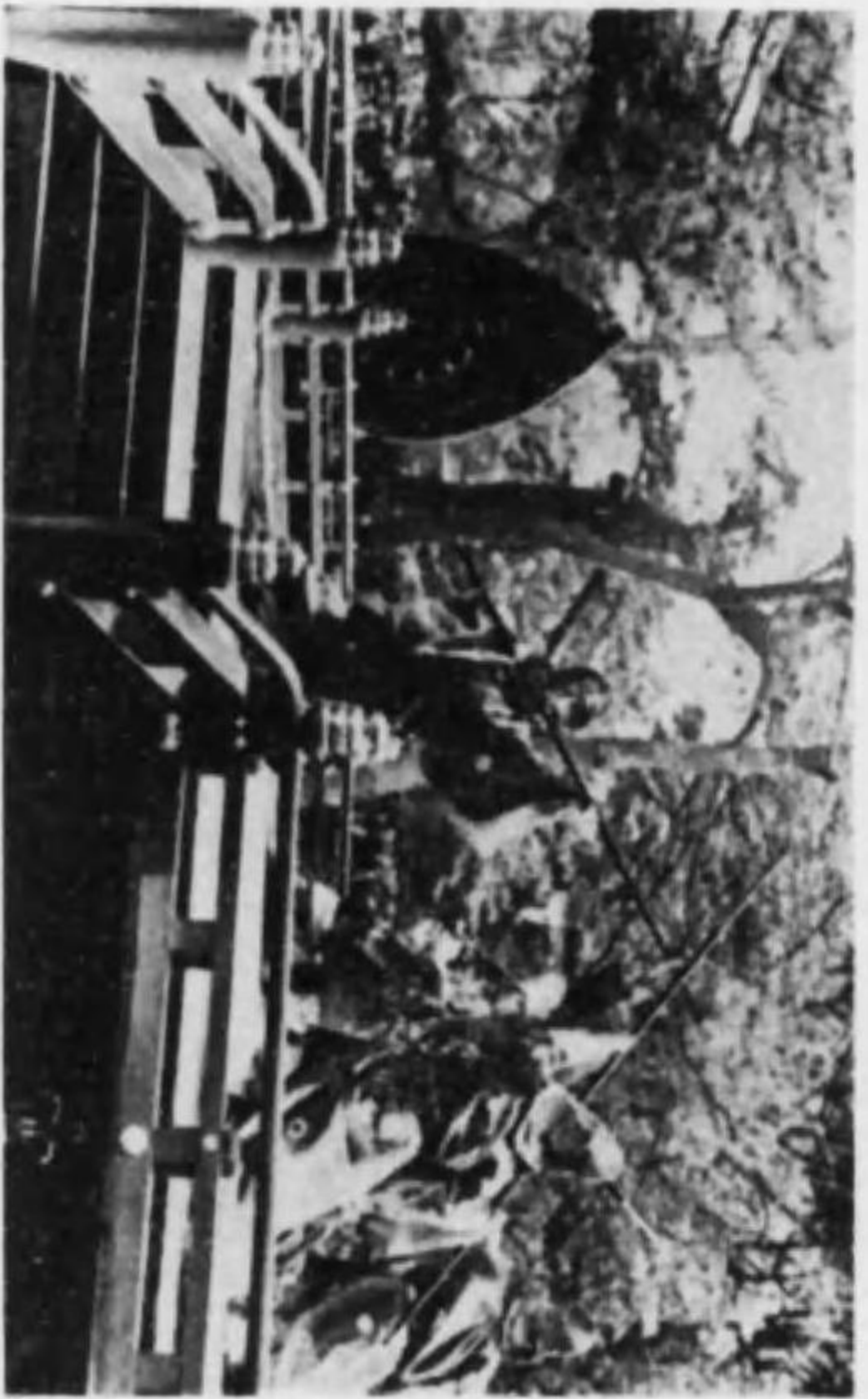


歩 射 神 事

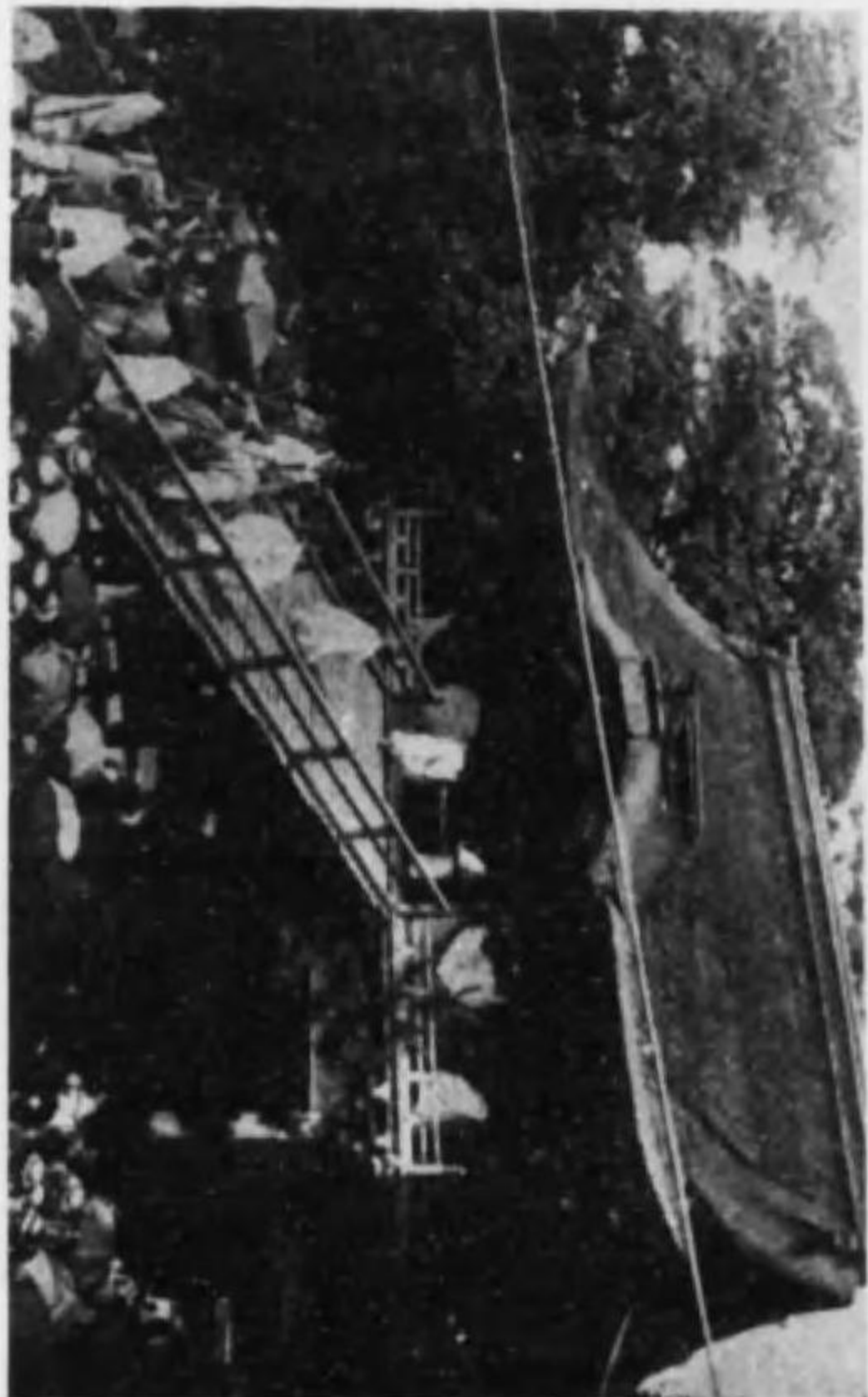
殊 特



踏 歌 神 事

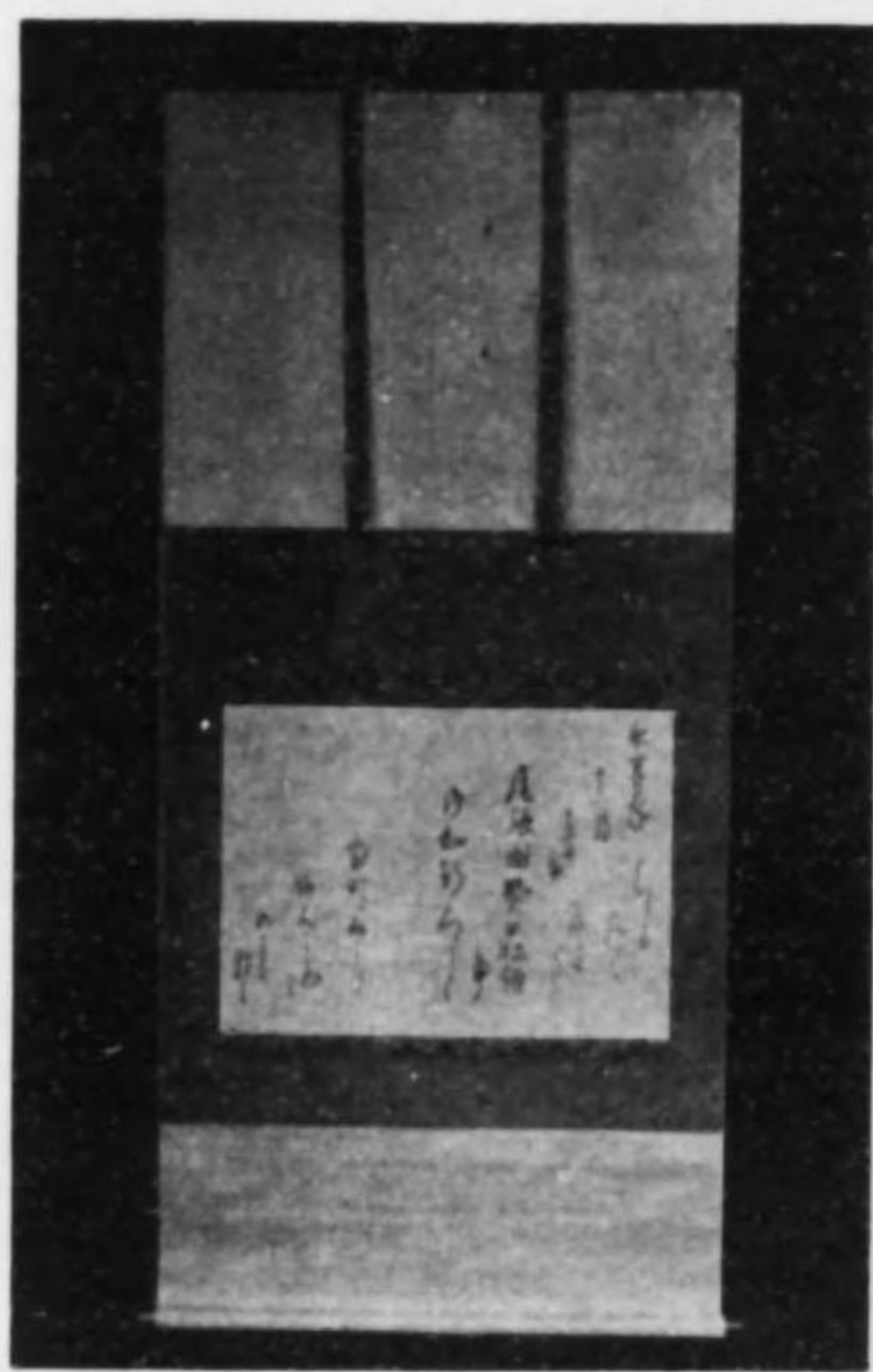


舞 樂



神 輿 渡 御

寶物

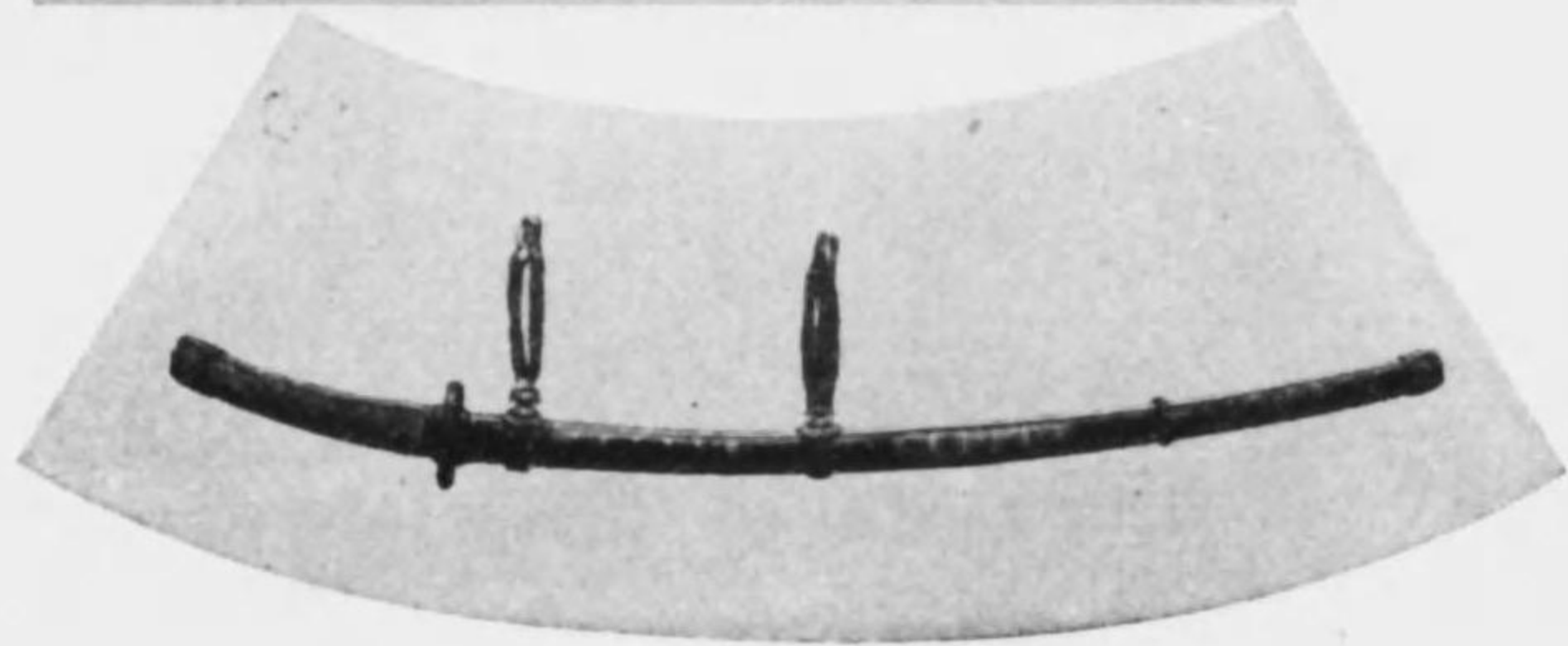


後花園天皇
宸翰

宮手



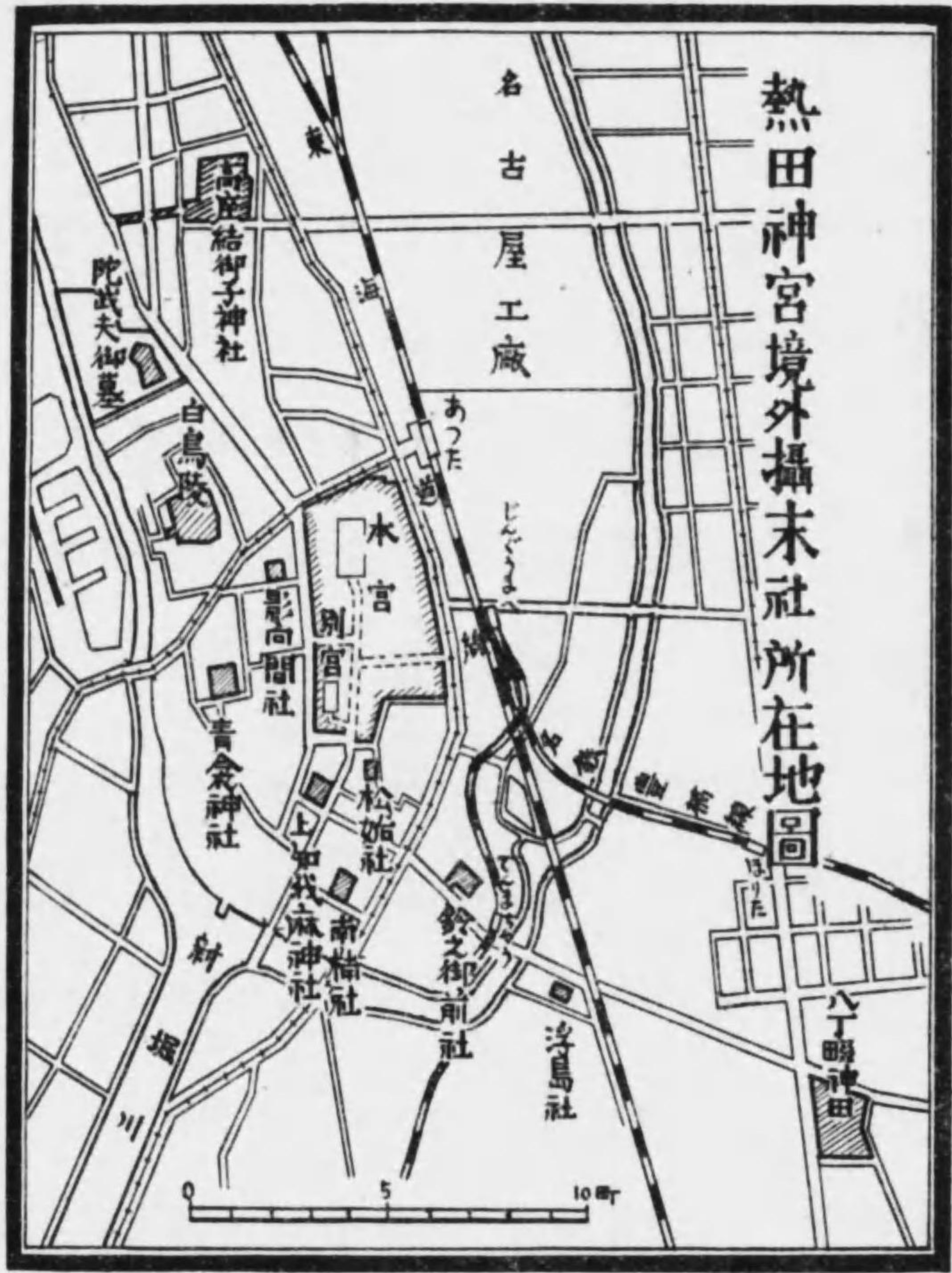
舞樂面



兵庫鉛太刀

熱田神宮境内平面圖





目次

第一章 御由緒	一
一、御祭神	二
二、御鎮座の由來	三
三、朝野の崇敬	四
四、明治以後の行幸啓	五
五、皇族及び王公族の御参拜	六
第二章 境内及び境外	三
一、境内別宮攝末社	三
二、境外攝末社	三
三、陵墓	三
第三章 建造物	三
一、本宮御敷地内の諸建物	二
二、境内の主要なる建造物	二
第四章 祭典、神事	二
一、年中恒例の祭典及神事	二
二、特殊神事解説	二
第五章 國寶	四
附 参拜並奉賽	四
一般参拜者の心得	一
正式参拜奉賽	一

目次

一

口繪
寫真

一、御本宮正面

一、別宮正面

一、特殊神事

一、寶物

踏歌・步射・神輿渡御・舞樂

後花園天皇宸翰・手宮・舞樂面・兵庫鑽太刀

圖面

一、境内平面圖

一、境外攝末社所在圖

第一章 御由緒

一、御祭神

天璽草薙大御劍あまつみしろくさなぎのおほみつるぎ 一座

御相殿 天照皇大御神あまてらすすめのおほみかみ

健速素盞鳴尊たけはやすきのをのみこと

日本武尊やまこし たけののみこと

宮簀媛命みやすひめのみこと

建稻種命たけいなねのみこと

二、御鎮座の由來

草薙神劍は申す迄もなく八咫鏡・八坂瓊曲玉と共に三種の神器と奉稱し、皇祖親しく天孫に之を授け給ひ、歷代皇位御繼承の御璽として、同殿共床宮中に奉齋あらせられたのである。

第十代 崇神天皇の御代に至り、八咫鏡と草薙劍とは宮中を出でさせられ、一旦大和の笠縫邑に留り給ふたが、第十一代 垂仁天皇の二十六年、伊勢國五十鈴川上の地に鎮祭を受けさせられた。之れ實に皇大神宮の御創祀である。

第十二代 景行天皇の御代、皇子日本武尊は東夷征討の勅命を受けて御進發の途次、伊勢神宮に御參拜、御姨倭姫命に御暇乞あらせられたが、倭姫命は此の時御神慮に依つて神劍と燧囊とを尊に投げ給ひ、「慎みて怠り給ふ莫れ」と懇ろにお諭し遊ばされた。こゝに尊は神劍を奉じ、勇躍して尾張國に入り、吾湯市の氷上の里(現在知多郡大高町熱田神宮攝社氷上姉子神社の附近)なる國造乎止與命の館に留り給ひ、征討の事を議せられ、後進んで三河・遠江を過ぎ、駿河國に到り給ふた。時にこの國の賊等詐り降つて、尊を野に誘ひ、火を四方に放つて失ひ奉らんとしたが、神劍の靈威に依つて危難を免れ給ひしのみか、燧を以て向ひ火を點じ、賊徒を悉く焼き滅ぼし給ふた。之より神劍を草薙神劍と稱し奉る。次いで尊は遠く常陸より日高見國に進み入り給ひ、強暴なる賊酋を悉く平定遊ばされ、皇威を邊國に耀かし給ふて、凱旋の途に就かせられた。

かくて御歸還の途、再び尾張國造の館に留まり、乎止與命の女宮簀媛命を納れて、妃となし給ふた。たま／＼近江國伊吹山の賊暴威を揮ふと聞召し、神劍を宮簀媛命の御許に留め置いて、伊吹山に擲はせられた。然るに山中の毒氣に觸れて御病を獲られ、急ぎ都へ還らせ給ふ途次、伊勢國能褒野

(現今三重縣鈴鹿郡川崎村大字田村)
(縣社能褒野神社及び能褒野墓の地)に薨じ給ふたが、その御重態の際にも、深く神劍の上を懸念あらせられ

と詠嘆遊ばされしといふ。
袁登寶の床の邊に我が置きし劍の太刀其の太刀はや

されば宮簀媛命は尊の御遺志を重んじ、神劍の御靈威を畏みて、社地を吾湯市の熱田に卜定し殿舎を造營して、いと懇ろに之を奉齋せられた。皇國の鎮護として、赫々たる御神威を顯し給ふ熱田神宮は、實にこの時を以て御創祀とするのである。

三、朝野の崇敬

熱田神宮は伊勢神宮に亞ぐ御由緒の尊い大社として、殊に武神として、古來 皇室を始め奉り朝野の尊崇も甚だ厚かつたのである。されば 天武天皇の朱鳥元年には社守七員を置かれたと傳へ、延喜の制にも名神大社に列せらるゝは御本宮を始め攝社高座結御子神社・同日割御子神社・同孫若御子神社の四社に及び、並小社としては別宮八劍宮・攝社下知我麻神社・同上知我麻神社・同御田神社・同氷上姉子神社・同青衾神社の六宮社を算する。而して本宮の御神階は 清和天皇貞觀二年正二位に叙せられ、日本紀略康保三年の條に、「正一位熱田大明神」と稱せられてゐるより攷ふれば村

上天皇以前に於いて正一位に昇叙せられたのであらう。されば皇室の御尊崇も、平安朝以後に於いて一層加はれるを示してゐる。爾來歴朝の御崇敬淺からず、後水尾天皇の如きは「熱田皇大神宮」なる宸筆の御神號を下された。近くは、幕末慶應二年の御造營御遷宮の際には長くも孝明天皇は當神宮を「格別の御社柄」と仰せ出され、辨官一人を行事として御差遣あり、又慶應四年六月二十六日明治天皇は勅使を發遣せられ、特に伊勢大神宮及び熱田宮に大政復古の御奉告に併せて國內の平靜を祈らせられた。此時熱田宮へは七月七日勅使内大臣廣幡忠禮參向あり、米三千俵・絹十二匹、布五端・麻三斤及び刀七口を御奉納あらせられ、次いで明治元年九月二十七日御東幸の途次御親拜御奉幣あり、又植松少將雅言を勅使として、別宮八剱宮・攝社高座結御子神社・孫若御子神社・日割御子神社・上知我麻神社・御田神社・青衾神社に至るまで奉幣せしめ給ふ。この時内侍所は別宮八剱宮に御假泊あらせられた。其の後天皇、皇后を始め奉り皇族の御參拜は屢々行はせられてゐる。

明治四年五月新たに神社社格の制定せられるに當つては、官幣大社に列せられ、同二十六年には國費を以て現在の如き神明造に御改造あり、此時明治天皇の思召を以て、元赤坂假皇居の賢所及び神嘉殿を御寄進あらせられた。更に大正六年三月二十三日には勅祭を仰出され、爾後六月二十一日を以て例祭日と定められて毎年長くも勅使御差遣の上、極めて嚴肅なる祭儀を齎行せられてゐる。

大正八年には當神宮の境域擴張整備の工費中に、長くも御内帑の資を賜はつてゐる。

更に近く昭和六年には本宮を始め別宮攝末諸社に至るまで、國費を以て御修築の旨御治定あらせられた。之により同七年十一月一日に本宮假殿遷座祭を執行、同十年十一月一日には本宮御修築の工全く成り、神嚴にして盛大なる本殿遷座の祭儀が齎行せられた。此の兩度の祭儀には、勅使並に儀仗兵を御差遣遊ばされたが、殊に本殿遷座祭當日は、全國諸官吏に對し休暇を賜ふ旨仰せ出され、翌日の臨時奉幣祭には、東游の御神樂を御奉納あらせられた。

かく皇室の御崇敬に次いで國司武家の尊崇も厚く尾張國司大江匡衡が度々敬虔なる信仰心を以て祈願文を奉れることは、本朝文粹及び朝野群載に見るところである。武家に於ては武神に在すの故を以て其の崇敬殊に厚く、將軍足利義政寄進と傳ふる菊蔭繪手宮も存し、織田信長は桶狭間役の途次當神宮に祈禱して大勝を得るや、報賽として築土塀を奉納した。現に信長塀と名けて一部が残つてゐる。又海上門及び鎮皇門は夫々織田信長・加藤清正の造營に依るものである。四代將軍綱吉は貞享三年御本宮を修理し參らせたのを初め、尾張徳川藩主の尊崇の深かりしは、所藏文書や社殿修理の記録等にも窺ひ知られる。又尾張國御器所城主佐久間勝之が海上で颶風に遭ひ、神助を得た報賽に寛永中造營せる石燈籠は佐久間燈籠として世に知られてゐる。

斯の如く上下の尊崇を集められたるが故に、國寶三十七點を始め永和三年奉納の日本書紀十五卷、

鏡・太刀・舞樂面等の寶物も甚だ多く、その數一千餘點に及んでゐる。

四、明治以後の行幸啓

行幸

天皇陛下 (明治天皇) 明治元年九月二十七日

天皇陛下 (明治天皇) 明治十一年十月二十八日

天皇陛下 (明治天皇) 明治十三年七月二日

天皇陛下 (大正天皇) 大正五年四月五日

行啓

皇后陛下 (昭憲皇太后) 明治九年十一月二十九日

皇太后陛下 (英照皇太后) 明治十年五月十二日

皇太子殿下 (大正天皇) 明治三十一年十月十一日

皇太子殿下 (大正天皇) 明治三十九年十月十八日

皇太子殿下 (大正天皇) 明治四十三年十一月十八日

皇太子殿下 (今上陛下) 大正四年十月一日

皇后陛下 (皇太后陛下) 大正五年四月九日

皇太后陛下 昭和十二年七月六日

五、皇族及び王公族の御參拜

和宮親子内親王殿下 明治七年六月二十七日

梨本宮菊麿王殿下 明治十三年八月一日

梨本宮菊麿王殿下 明治十五年六月十一日

有栖川宮熾仁親王殿下 明治二十年八月二十八日

有栖川熾仁親王妃董子殿下 同日

北白川宮能久親王妃富子殿下 明治二十年十一月六日

久邇宮若宮殿下御兩方 明治二十一年二月十一日

伏見宮貞愛親王殿下 明治二十一年八月十五日

小松宮彰仁親王殿下 明治二十四年五月二十七日

常宮昌子内親王殿下 明治三十六年六月二十一日

周宮 房子内親王殿下 明治三十六年六月二十一日
 竹田宮 恒久王殿下 明治三十九年六月十七日
 閑院宮 載仁親王妃智惠子殿下 明治四十年四月二十八日
 伏見宮 博義王殿下 明治四十五年三月三十日
 淳宮(秩父宮) 雅仁親王殿下 大正四年七月二十六日
 高松宮 宣仁親王殿下 同日
 北白川宮 成久王殿下 大正五年七月二日
 北白川宮 成久王殿下 大正六年四月六日
 北白川宮 成久王妃房子内親王殿下 同日
 北白川宮 永久王殿下 同日
 李王 世子 垠殿下 大正六年六月十一日
 賀陽宮 恒憲王殿下 大正六年七月二十七日
 久邇宮 邦彦王殿下 大正十年三月五日
 東伏見宮 依仁親王妃周子殿下 大正十年十月十四日
 有栖川宮 故熾仁親王妃董子殿下 大正十年十月三十日

山階宮 藤鷹王殿下 大正十一年三月二十三日
 山階宮 萩鷹王殿下 同日
 山階宮 茂鷹王殿下 同日
 李王 世子 垠殿下 大正十二年十一月一日
 久邇宮 朝融王妃知子女王殿下 大正十四年四月十一日
 李王 世子 垠殿下 大正十四年十月七日
 賀陽宮 恒憲王殿下 大正十五年四月十七日
 山階宮 萩鷹王殿下 大正十五年五月二十八日
 久邇宮 朝融王殿下 大正十五年七月十八日
 閑院宮 載仁親王殿下 大正十五年十月十八日
 賀陽宮 恒憲王殿下 大正十五年十二月十五日
 賀陽宮 恒憲王殿下 昭和三年一月十四日
 澄宮(三笠宮) 崇仁親王殿下 昭和三年十一月二十日
 閑院宮 春仁王殿下 昭和五年八月三日
 東久邇宮 稔彦王殿下 昭和五年八月十五日

熱田神宮略記

東久邇宮稔彦王妃聰子内親王殿下	昭和五年十月十五日
東久邇宮俊彦王殿下	同日
久邇宮多嘉王殿下	昭和六年五月十六日
久邇宮多嘉王妃靜子殿下	同日
久邇宮家彦王殿下	同日
久邇宮德彦王殿下	同日
久邇宮恭仁子女王殿下	同日
東久邇宮盛厚王殿下	昭和六年七月十二日
東久邇宮彰常王殿下	同日
李鍵公殿	昭和六年十月二十八日
李鍵公妃誠子殿下	同日
東久邇宮稔彦王殿下	昭和七年十二月二十一日
東久邇宮稔彦王妃聰子内親王殿下	同日
李王世子垠殿下	昭和八年二月十五日
賀陽宮恒憲王殿下	昭和八年三月二日

北白川宮永久王殿下	昭和八年五月十二日
東伏見宮故依仁親王妃周子殿下	昭和九年四月十三日
東久邇宮稔彦王殿下	昭和九年五月四日
賀陽宮恒憲王殿下	昭和九年九月二十九日
賀陽宮恒憲王妃敏子殿下	同日
東久邇宮稔彦王殿下	昭和九年十一月二十日
東久邇宮稔彦王殿下	昭和十年四月十日
李鍋公殿	昭和十年五月二十五日
閑院宮載仁親王殿下	昭和十年五月二十八日
高松宮宣仁親王殿下	昭和十年十一月十六日
東久邇宮稔彦王殿下	昭和十一年一月十五日
久邇宮朝融王殿下	昭和十二年二月九日
秩父宮雍仁親王殿下	昭和十二年二月十八日
秩父宮雍仁親王妃勢津子殿下	同日
東久邇宮稔彦王殿下	昭和十二年三月十三日

第一章 御由緒

攝社 孫若御子神社

日割御子神社の稍々東方に南面して御鎮座、御祭神は天火明神にして、天忍穗耳尊の御子神にましまし、尾張氏の始祖に在はす、同じく延喜式内の名神大社である、

攝社 南新宮社

孫若御子神社の東北方に西面して御鎮座、御祭神は須佐之男命。

攝社 御田神社

土用殿の東方、長殿前の廣場から北の方へ林中に通ずる参道の中程に西面して御鎮座、御祭神は大年神にして五穀豊穰の守護神に在はす。

攝社 下知我麻神社

境内の西北隅に西面して御鎮座、参拜するには一旦境外へ出なければならぬ。御祭神は眞敷刀俣命にして乎止與命の妃即ち宮養媛命の御母に在はし、延喜式内社である。

攝社 龍神社

御田神社の稍々南方に西面して御鎮座、御祭神は吉備武彦命、大伴武日命にして、共に日本武尊御東征に隨從せられ、戦功の多かりし將軍と傳ふ。

末社 大幸田神社

海上門の前、直ぐ東側に南面して御鎮座、御祭神は五穀を始め食物を司り給ふ宇賀之御魂神に在はす。

末社 清水社

御田神社の稍々北方に南面して御鎮座、御祭神は罔象女神にして、水を司り給ふ神に在はす。

末社 東八百萬神社

末社 西八百萬神社

三の鳥居の稍々南方に、参道を挟み、向ひ合つて御鎮座、夫々東國坐八百萬神及び西國坐八百萬神を奉齋する。

末社 内天神社

大幸田神社の直ぐ南方に西面して御鎮座、御祭神は少彦名命で、大國主命と共に神代に於いて、國土經營につくし給ひ、又蒼生に醫藥の道を教へ給ひし神に在はします。

末社 乙子社

末社 姉子神社

末社 今彦神社

末社 水向神社

末社 素盞鳴神社
末社 日長神社

以上を六末社とも稱し、内天神社の稍、南方に六社相並び西面して御鎮座、御祭神は殆んど全て尾張氏關係の神々に在はし、即ち乙子社は天火明命十四世の孫弟彦連、姉子神社は宮簀媛命、今彦神社は建稻種命、水向神社は日本武尊の妃弟橋媛命、日長神社は尾張氏の族日長命を夫、奉齋してある。素盞鳴神社は社名にも見らるゝ通り素盞鳴尊を奉祀してある。

末社 楠御前社

正面參道を入つて進む事暫し、東側に參道に接して南面して御鎮座、御祭神は伊弉諾尊、伊弉冉尊、二柱の大神に在はす。

末社 菅原社

東御門前の廣場に西面して鎮座、御祭神は菅原道真公。

末社 徹社

楠御前社の稍、北方に西面して鎮座あらせらるゝ。御祭神は天照大御神和魂。

末社 八子社

南新宮社と相並んで御鎮座、御祭神は天忍穗耳尊・天穗日命・天津彦根命・活津彦根命・熊野櫛

樟日命・田心姫命・市杵島姫命・湍津姫命の八柱の神に在はす。
末社 曾志茂利社

八子社に隣し南面して御鎮座、御祭神は居茂利大神と稱し、素盞鳴尊の御事である。

二、境外攝末社

境外には當神宮所屬の攝社五、末社十四がある。

攝社 高座結御子神社

市内熱田區東町高藏に御鎮座、御祭神は饒速日命の御子高倉下命にして、延喜式内の名神大社である。社地は高座の森と稱し、境内七千五百四十九坪、境内に左の四末社がある。

鉾取社 御祭神 鉾取神

新宮社 御祭神 素盞鳴尊

御井社 御祭神 御井神

稻荷社 御祭神 宇賀之御魂神

攝社 氷上姉子神社

知多郡大高町氷上山即ち上代の氷上の里に御鎮座、御祭神は宮簀媛命、仲哀天皇四年の御創祀

と傳へる。延喜式には名神大社と見え、境域は丘陵形勝の地を占め、廣袤一萬七千七十四坪、境内の末社として、氷上姉子神社の舊社で同一祭神を奉祀する元宮の他に、天照大御神を奉祀する神明社、少彥名命を奉祀する玉根社の二末社がある。

攝社 上知我麻神社

市内熱田區市場町に御鎮座、乎止與命を奉祀し延喜式内社である。境内に大國主命を奉齋する大國主社、事代主命を奉齋する事代主社の二末社がある。

攝社 青衾神社

市内熱田區田中町に御鎮座あり、饒速日命の妃、即ち高倉下命の御母なる天道日女命を奉齋し、延喜式内社である。

攝社 松妬社

市内熱田區市場町に御鎮座あり、御祭神は宮簀媛命。

末社 南楠社

市内熱田區富江町にあり、往古神劍休御の地であると傳へられる。

末社 鈴之御前社

市内熱田區熱田傳馬町に鎮座せられ、天鈿女命を奉祀する。古老の傳に依れば東方より宮の宿即

ち現今の熱田に入るものは、必ずこの社で祓を受けたものであるといふ。

末社 浮島社

市内熱田區傳馬町に鎮座せられ、御祭神は天穗日命。

末社 影向間社

市内熱田區白鳥町の舊政所内に鎮座せられ、熱田皇大神の御分靈を奉齋する。

末社 朝亭社

知多郡大高町東姥神に在り、火上老婆靈を祀る。

三、陵 墓

白鳥御陵

熱田區白鳥町にあり、古來日本武尊の御陵と傳へ、陵域二千三百五十一坪、前方後圓の墳であつて、四圍に濠を設けてある。

陀武夫御墓

姉山御墓とも稱して、宮簀媛命の御墓と傳へ、同じく前方後圓の壯大なる墳にして、周圍に堀の痕跡がある。墳域四千九百十二坪餘。

第三章 建造物

一、本宮御敷地内の諸建物

一般の人に参拜を許さるゝのは、外玉垣御門の前であつて、その御門の横手から御垣内を拜し奉ると、一番奥に最も高く千木・鯉木の聳えて見ゆる御社殿が、即ち御正殿であつて、熱田皇大御神はこゝに鎮まりますのである。構造は神明造の檜皮葺である。その御正殿の兩側に、同じ構造の東寶殿・西寶殿がある。この周圍に内から數へて瑞垣・内玉垣・外玉垣・板垣の四重の御垣があり瑞垣、内、外玉垣の各南正面には神明造檜皮葺の御門がある。板垣には神明鳥居形の御門が附いてゐる。内、外玉垣の間の廣場を中重といひ、正面中程に立つてゐるのを中重鳥居といふ。御祭儀は多くこの中重に於て執り行はれる。外玉垣御門の内側、右手にあるのは四尋殿で、雨儀の祭典の中重の行事はこの殿内で行はれる。板垣の南と北なる鳥居の内には夫々宿衛舎がある。尙別宮御敷地内の建物は寶殿と北宿衛舎とを虧く外は、全く本宮と同様で、單にその規模が小であるといふに止まる。

二、境内の主要なる建造物

五尋殿

三ノ鳥居の附近、參道から少しく西に入つた所にある。修祓・遙拜式・大祓行事等を行ふ場所である。

土用殿

本宮の東方海上門を入つた正面に、權殿と並んで、その東側にある社殿である。舊本殿の一であつて、明治二十六年の御改造迄は天璽草薙大御劍を奉齋してゐた。現在の建物は永正十四年（昭和十四年より四百二十三年前）將軍足利義植の造營に係り、天文十一年に修造せられた。構造が特異であつて、俗に井樓造といふ。

權殿

赤坂假皇居内にあつた賢所であつて、明治二十二年七月二十三日畏くも明治天皇の思召により當神宮に御寄進あらせられたものである。初めは八劍宮の御垣内にあつて、御饌殿として朝夕御饌供進その他の祭事を行つてゐたが、昭和十二年現地に移して權殿と稱し、御正殿造營、修理等の際の遷御の御殿となすに至つた。

長殿

赤坂假皇居内にあつた神嘉殿であつて、右の賢所と同時に御寄進になつたものである。神嘉殿とは、毎年十一月二十三日夜から二十四日の曉にかけて、新嘗祭を御親祭あらせらるゝ御殿である。今當神宮に於いて長殿と稱するのは、踏歌神事の際に、奏上する頌文の中の語に據つたものであるといふ。

長殿の南方に連続してゐる建物は、右の賢所附屬の便殿であつたもので、今は長殿附屬となつてゐる。

祭器庫

長殿の南方にある校倉造の建物である。現今は文庫として約四千三百部、一萬二千冊の當神宮藏書を納めてある。

海上門（八脚門・屋根切妻造・檜皮葺（桃山時代））

明治二十六年御改造以前の南門であつて、天武天皇朱鳥元年の創建に係る。往時は僧空海の額が掲げられてあつたといふ。元龜二年に織田信長が改築、その後貞享三年にも修築を加へて今日に至つてゐる。簡明勁拔な八脚門で、何等複雑な裝飾的手法は無いが、形状よく整ひ、俊邁の氣人に迫るを覚えしめる。大正九年四月十五日特別保護建造物（國寶）に指定せられた。

築土塀

海上門の左右に連なる土塀で、織田信長が今川義元を討つた時、戦勝報賽のため奉納した瓦葺築地塀であつて、土と石灰を油で煉り固めて造つたものである。今大宮の北に當り、瓦焼といふ地名があるが、これがその瓦を焼いた舊趾であると傳へる。

寶藏

海上門の東南方に新舊二棟相對して建てられてゐる。舊寶藏は貞享三年、新寶藏は昭和二年の造營である。共に當神宮の寶物を收納してゐる。

神樂殿

現在海上門外、參道の東側にあり、衆庶奉賽のための殿舎であつて、祈禱・神樂・神前結婚式等は凡てこゝで執行はれてゐる。又神札授與所もこの神樂殿に附屬してゐる。御社頭の隆運と共に現在の殿舎では頗る狹隘を感じるので、目下東南約三十間の東參道沿ひに新築中である。昭和十四年秋竣工の上は、約千人を入るゝ神樂殿の外に、祈禱・神前結婚式を行ふ祈禱殿や、附屬の控室なども完備するであらう。

職員參集所

現下神樂殿の西方林中にある建物で、神職の毎日潔齋を行ふ所、祭典前の參籠もこの建物に於い

て行はれてゐるが、昭和十五年秋竣工の豫定で新齋館が神樂殿東南方に工事中である。

東樂所、西樂所

又左樂所・右樂所とも稱し、毎年五月一日の舞樂神事には、左右樂所から交々舞臺に進み出で、舞ふのである。その左樂所から出る舞人の舞を左舞、右樂所からのそれを右舞といひ、左右兩舞を合せて一番と稱する。この様に樂所を左右に分つて建てたのは稀に見る所である。尙五月八日豊年祭の飾物は、この兩樂所に於いて行ふのである。

春 蔽 門(東御門)

朱鳥元年の創建、貞享三年に改築せられてゐる。もとは現今の位置より約百十間程北方にあつたが、境域の擴張に従ひ、大正十三年十二月先づ約九十間南方に移り、更に昭和十三年七月神樂殿改築工事のため、約二十間南方に移つた。扁額は小野道風筆と傳ふる古額を模したものである。

鎮 皇 門(西御門) 三間一戸樓門・屋根入母屋造正面軒唐破風檜皮葺(桃山時代)

朱鳥元年の創建、もと 天武天皇宸筆の扁額があつたが、正應四年の火災に烏有に歸し、後又 伏見天皇から勅額を賜はつたが、慶長初年の炎上に再び焼失したといふ。現在のものは續撰清正記及び腰組梓肘木等の墨書銘によれば、慶長五年加藤清正の改築に係り、特に珍しいのは上層正面中央の間に大華燈窓を開いてゐることである。貞享三年將軍綱吉修理を加へ、境域の擴張に従ひ、

大正十五年九月北方約九十間の地から現位置に移轉修築した。昭和三年四月四日特別保護建造物(國寶)に指定せられた。毎年五月五日この門の樓上に神輿を昇き上げ、皇城の鎮護を祈り奉るに依つて、その稱があるといふ。

佐久間燈籠

古は海上門内西南にあつたが、現今は東參道の稍々南、正面參道の東側にある。織田信長の臣尾張御器所城主佐久間盛次の四男、大膳亮勝之が海上で颶風に遭ひ、當神宮の守護を祈り難を免れたので、寛永七年その報賽として寄進したものである。

清 雪 門

末社徹社の東方にある。もと本宮の北にあつたと傳へる。常に閉して開かぬので、俗に不開門といひ又學藤門とも呼ぶ。

舊 政 所

もと神宮の宮務を執つた所で明治十一年十月 明治天皇御巡幸の際、同月二十八日此處で御休憩の後、御參拜あらせられた由緒深い建物で、當時の御座所はその儘保存してある。

宮 廳

現在の宮廳は鎮皇門外、稍々北方にあり、一般神社の社務所と同じく、當神宮の宮務を執る所で

あつて、勅使館齋館の設備もその内にある。然し明治四十年の建築であつて、狹隘且つ不便も多いので、目下境内の東部に新築中である。昭和十五年秋完成の上は、勅使館・齋館・神樂殿と相並んで一偉觀を呈するであらう。

第四章 祭典、神事

一、年中恒例祭典及神事

紀元節祭	稲荷社祭	節分祭	歩射神事	封水世様神事	踏歌神事	世様神事	事代主社祭	大國主社祭	元始祭	歳旦祭
二月十一日	二月初十日	二月節分日	一月十五日	一月十二日	一月十一日	一月七日	一月五日	一月三日	一月一日	一月一日
午前九時	午前十時	午前九時	午後八時	午前八時	午前十時	午後二時	午前零時	午前九時	午前五時	午前五時

同 中祭
攝社上知我麻神社及其末社大國主社事代主社の祭典で俗に初惠比須と稱する。

攝社高座結御子神社境内末社稻荷神社の初午祭である。中祭

祈年祭	二月十七日	午前九時	大祭、幣帛供進使参向
御田神社祈年祭	同日	午後一時	
永上姉子神社祈年祭	二月十八日	午後一時	
菅原神社祭	二月二十五日	午前十時	
南楠神社祭	三月三日	午前十時	
(春季皇靈祭)	三月春分日	午前九時	遙拜式
(神武天皇祭)	四月三日	午前八時	同
幼兒成育祈願祭	四月三日	午前十一時	攝社高座結御子神社に於いてその預り見並に一般幼兒のために行ふ祭典。
天長節祭	四月二十九日	午前八時	中祭
舞樂神事	五月一日	午前十時半	
醉笑人神事	五月四日	午後七時	
神輿渡御祭	五月五日	午後八時	
氷上姉子神社祭	五月六日	午前十一時	
豐年祭	五月八日	午前七時	
御陵墓祭	同日	午前十時	白鳥御陵及び陀武夫御墓の前に於て行ふ。

大祭、幣帛供進使参向

遙拜式

同

攝社高座結御子神社に於いてその預り見並に一般幼兒のために行ふ祭典。

中祭

昔は神輿渡御神事に奉仕して、郷補預人が氷上社に参拜したもので、俗に預人祭といふ。

白鳥御陵及び陀武夫御墓の前に於て行ふ。

御衣祭	五月十三日	午後二時	
御井祭	六月一日	午前十時	
南新宮社祭	六月五日	午前十時	
御田植祭	六月十八日	午前九時	
例祭	六月二十一日	午前八時	
大高御田植祭	六月二十八日	午前九時半	
(大) 高座結御子神社祭	六月三十日	午後三時	高座結御子神社の境内末社御井社の祭典である。俗にミヨシマツリといふ。疫病除の祭事。
例祭	七月土用入日	午前八時	俗に高座の井戸覗き祭といふ。
鈴之御前社祭	七月三十一日	午後六時	古例による夏越の祓があり、ちのわくいりといふ。
神輿渡御神事	八月八日	午後八時	遙拜式
(秋季皇靈祭)	九月秋分日	午前八時	
氷上姉子神社祭	九月二十八日	午後二時	
大高神田拔穂式	十月	午前十時	
青衾神社祭	十月八日	午後一時	
(神嘗祭)	十月十七日	午前八時	遙拜式

高座結御子神社の境内末社御井社の祭典である。

俗にミヨシマツリといふ。疫病除の祭事。

攝社御田神社の例祭で、祭典終了後熱田八丁暖の神田の御田植をなす。

大祭、勅使参向

俗に高座の井戸覗き祭といふ。

古例による夏越の祓があり、ちのわくいりといふ。

遙拜式

遙拜式

献詠祭	十月十八日	午後二時	
浮島社祭	十月二十三日	午前十時	
明治節祭	十一月三日	午前九時	中祭
八丁暖神式	十一月中	午前十時	
新嘗祭	十一月二十三日	午前九時	大祭、幣帛供進使参向
御田神社新嘗祭	同	午後一時	
氷上姉子神社新嘗祭	十一月二十四日	午後一時	
(大正天皇祭)	十二月二十五日	午前九時	遙拜式
御煤納神事	同	午後二時	
(大祓)	十二月三十一日	午後二時	
除夜祭	同	午後三時	
月次祭	毎月一日	午前八時	小祭

二、特殊神事解説

世様神事 一月七日

年の始に當り、その年の豊凶を占ふ神祕の神事であつて、當日禰宜及び雁使役(一人)が、前年の封水世様神事の際、清水を入れて御饗殿の床下に納めた齋麩を昇臺に載せ、白丁に之を昇がせて末社大幸田神社の前に到り、所定の位置に於いて、雁使齋麩の封を解き、尺木(神事用特殊のもの)を以て水量を計り、以てその年の雨量の多少旱魃の有無を占ふのである。

踏歌神事 一月十一日

此の神事は一に「アラレベシリの神事」といひ、又「オベロベロ祭」とも俗稱する。平安朝時代の宮中の年中行事の一であつた踏歌節會の行事が、いつの頃からか當神宮の神事に取入れられたもので古雅な特殊神事である。

この神事を行ふ場所は、舊政所・本宮・八劔宮・末社大幸田神社の順で宮司權宮司の外の奉仕諸役は詩頭一人・陪從數人・笛役一人・高巾子一人・舞人數人で、舞人は何れも小忌衣みまぎらに卷纓の冠を着け、太刀を佩き石帯を纏ふ。

先づ陪從と高巾子は末社大幸田神社の前に於いて、笏拍子を以て踏歌竹川半首を誦ひ、次に鎮皇門に於いて、同じ歌を誦ひつゝ政所に向ふ。その間に詩頭舞人は先に政所に在りて、その參着を待つて

ある。政所に於いては先づ雁使が詩頭・舞人には櫻、陪従・高巾子・笛役には山吹の挿頭花を各々の冠に挿し、畢つて竹川半首を謡ふ。次に末社影向間社の前に於いて、舞人の卯杖・扇の舞があり陪従・笛役がこれに唱和する。これで政所の行事を畢り、續いて全員本宮の大前に参進、五尋殿で陪従の竹川半首があつた後、石階下所定の座に着く。この時宮司・權宮司参進、板垣鳥居内の席に着き、直ちに宮司の祝詞奏上あり。奏上終つて陪従は笏拍子にて萬春樂・竹川・淺花田を謡ふにつれて、舞人は卯杖・扇舞を舞ふ。舞終つて後、詩頭・高巾子が大前に進み、詩頭の詩頌の讀唱につれ、高巾子役は巨大な冠を冠り、鬘ふかっつみを持ちて、詩頌の「カナワサ左」、又は「右」の合圖によつて或は右或は左に高く捧げて、數度打ち振るのである。これが終つて陪従の「何そもく」の歌につれ舞人は大前に進んで拜を行ふ事三度、こゝに本宮大前の式を畢り、續いて八劍宮・大幸田神社で同様の儀が行はれるのである。

猶右の鬘の音に依つて、その年の農作の吉凶が占はれるのである。

封水世様神事

一月十二日

前述の世様神事の時に、御饌殿の床下から取出した齋麩を禰宜・雁使が白丁に昇がせて舊政所に参向、之を所定の位置に据え、禰宜その側に座すれば雁使は清水を汲み入れ、尺木を以て水量を計

る。然る後之を封じて修祓の後、再び神饌殿の床下に納むるのである。

歩射神事

一月十五日

歩射神事は古くは歩射會と稱し、高座結御子神社で行はれたのを元祿頃から本宮に移つたものと傳へらるゝが、その起原は詳かでない。朝先づ祭典が執り行はれ、神事は午後表参道第二鳥居内の中央で行はれるのである。

先づ参進の順序を述べると、供奴二人宛を隨へ、麻淨衣に帶刀した射手が六人、次に雁使、小禰宜及び供二人を隨へ、狩衣に帶刀した魔津星役、更に供各二人を隨へた矢帳役が所定の幄舎に入ると、次に宮司及び權宮司は、雁使及二人宛の供を隨へて幄舎に入る。

茲に於いて参道中央に神前を向けて、徑六尺の大的が立てられる。この的には、眞中及び上下左右に千木が取付けてある。續いて小禰宜が白木弓・白羽矢・幣、並に祓具を八脚案に載せて先頭に立ち、中立射手二人・初立射手二人・魔津星役の列次で大的の前に至り、六々盃の酒講の儀がある。次に魔津星式に移り、即ち魔津星役が的の前に進み、幣を的の天・左右に挿し、切麻散末で的を祓ひ、白木弓に白羽矢をつがへ、天・地・中央の三方を射るのである。これから愈々歩射に移り、先づ初立射手二人介添二人進んで射場の所定の位置に至り、矢一手宛を交互に射放ち復席、以下中立、後

立の順にて同様の事を繰り返す事各三回、即ち射手一人にて六本計三十六本の矢を奉射するのである。この射禮は當宮獨特のもので、社傳の古式に據つてゐる。

奉射が終つて、射手は各々、宮司の前に進んで幣を受け、又矢帳役は矢帳を宮司の閣覽に供し、茲に神事全部を畢る。

この歩射の儀の畢るを待つて、拜觀者一齊に大的をめざしておしかけ之を奪ひ合ふ。特に的中央の千木は、古來魔除けの信仰があり、船に祀れば海難除け、家に祀れば火難除け、田畑に祀れば害虫除けの靈驗ありとの信仰があるから、的の細片までも得んものと群衆の弄き争ふさまは、言語に絶する壯觀である。

舞樂神事 五月一日

舞樂神事の起原は詳かでないが、現存の國寶舞樂面の裏書に、治承・弘安に修理の銘が見えてゐるから、すでに平安末期にこの神事の行はれた事が知られ、その後一時廢絶して、神饌供御の樂のみ存續してゐたが、元祿十二年藩主の命に依つて再興せられ、その後又多少の興廢があつて、明治二十七年に復興したのが今日に及んでゐる。

當日東西樂所の前庭に、鼙太鼓を据え、鉦數竿を立て並べ、參道中央に舞臺を設ける。その儀は先

づ宮司大前に進みて祝詞を奏上すれば兩樂所から鳥兜、半臂裝束の樂人左右各一人が、舞臺の北方に進み、宮司の退下を待つ。宮司は退下して舞臺の前で、舞樂目錄をこれに授けた後、所定の幄舎に入り、樂人も樂所に歸り、これよりいよいよ振鉦に初まり、長慶子に終る八番の舞樂が順次に奉奏されるのである。その曲目の組合せは、左の十組があつて、十年目毎に反覆して奉奏せられる。

一、振鉦	綾 李花切	陪 太平呂樂	落 陵王	長慶子
二、振鉦	登 甘州樂	白 春庭花	貴 散德手	長慶子
三、振鉦	仁 承和樂	志 喜春樂	還 拔城樂	長慶子
四、振鉦	萬 喜樂	安 摩(二之舞)	納 陵會利	長慶子
五、振鉦	賀 天久	蘇 利古	還 拔城樂	長慶子
六、振鉦	桃 李花	胡 飲酒	落 陵王	長慶子
七、振鉦	登 天樂	林 歌	貴 散德手	長慶子
八、振鉦	綾 和切	古 庭花	還 拔城樂	長慶子

- 九、振鉦 萬歳樂 打球樂 納會利 長慶子
- 延喜樂 拍鉦 納會利 長慶子
- 十、振鉦 賀天 甘州 還城樂 長慶子
- 地賀 久天 林歌 拔頭

醉笑人神事 五月四日

古くは會影堂神事とも書き、又俗に「オホホ祭」「於賀斯祭」とも言ふ。天智天皇の七年に故あつて御神劔皇居に留まらせ給ふたが、天智天皇の朱鳥元年御神慮に依り、再び御還座遊ばされた時、社中擧つて歡喜笑樂した狀を、今に傳へたものであるといふ。

此の夜神職一同は先づ舊政所に參進、末社影向間社の前に於いて、笛役から夫々神面を受け、之を袖中に隠し持ち、下萬二員が神前に蹲居し中啓を持つて、袖中の神面を交互に軽く叩く事三回、一回毎に微聲にて「ホホ」と唱へる。次に二員は起立して相對し、又同様の所作を行ふ。畢りて、下萬一名を中心とし、全員之を圍み、一齊に大聲を擧げて笑ふ事三度、此の時笛役は笑聲に合せて、笛を吹くのである。

これで舊政所での行事を畢り次に神樂殿前、八劔宮大前、清雪門前の順でこの行事を行ひ、清雪門前で神面を納めて神事を終るのである。

神輿渡御神事 五月五日

前述の神劔御還座の緣故に因む神事であつて、その際「都を離れ熱田に幸すれど永く皇居を鎮め守らう」との御神託のまに／＼、今も鎮皇門樓上に御神幸あり、はるかに皇居をみそなはし、皇城鎮護の祭典が行はれるので、古くはこれを神約祭と稱した。

當日は朝祭典があり、午後二時から神輿の渡御の御儀が行はれるのである。即ち同時刻兩宮司以下の祭員、供奉奉仕の神職神樂殿所定の座に着き、甲冑武者・伶人・輿丁等は殿前の庭に着床の上、出御の御祭典が行はれ、神輿は左の列次で鎮皇門に向はせられる。

- 鐵鉞 大眞禰 大鉦 甲冑供奉員 伶人 神馬三頭 神寶捧持供奉神職 福宜
- 鐵鉞 御網 御網 御網 宮司 權宮司 隨從 神寶捧持供奉神職
- 御網 神 御網 御網 御網 神寶捧持供奉神職

御順路は表參道を出て、市場町・中瀬町を経て鎮皇門樓上に着御、こゝにて祭典が行はれ、畢つて元の順路を経て還御あらせられる。

豐年祭 五月八日

當宮相殿の御祭神日本武尊は、東夷御平定に際し、御道すがら普く人民に農耕・養蠶・培綿の道

を教へ給ふた。その御鴻徳を今に追仰する祭が、この豊年祭である。一月の世様神事と共に農事に關係のある重大な神事で俗に「御穀祭」「花の撓」又は「花の頭人」とも言ひ、當日は朝神樂殿に於いて祭典が行はれるが、それに附隨する行事として、東西の兩樂所には、數日前から潔齋參籠の神職によつて作られた、陸田模造の畠所と、水田模造の田所の模型をかざつて一般に展觀させ、農民はその飾物の出來具合によつて、その年の豊凶を占ふのである。

尙當日は特に境内の一部に於いて農具・種物・苗物等農事に關する物を商ふ事を許すので、境内は雜踏を極める。

御衣祭 五月十三日

神御衣の料を奉る祭儀として古來行はれて來た。たゞ中世一時中絶した事もあるが、明治十二年に再興せられてから、漸く旺んとなつた。殊に大正十三年からは、愛知縣渥美郡福江町及び半田市の絹糸奉獻會並に名古屋市太物商等の組織せる神御衣奉獻會より絹布を奉獻する事となり、今日に及んでゐる。

當日は神樂殿に齋機・御調度品・御衣料・御簀・御笠等を辨備し置いて、午後二時から祭典が行される。その儀は先づ宮司以下祭員・陪從・舞人・舞女・琴役及び笛役等神樂殿所定の座に着く

と、宮司は神御衣料を點檢し、畢つてそれは神前に獻供せられる。續いて祝詞の奏上があつて後舞人及び舞女による典雅な倭舞が奉奏されるのである。

御衣料及び倭歌は左の通りである。

御衣料	和	妙	折櫃壹合
	荒	妙	同 右
	御調度品	麻布	同 右
	御御	御鬘、御鬘、御針、御縫糸、御頸玉緒、御手玉緒、御足玉緒、御尺、御刀子	同 右
倭歌	御笠		壹 臺
	しろかね		
	宮人		
	めつらしな		
	千代		

南新宮社祭 六月五日

攝社南新宮社で行はれる疫病除の祭事であつて、その起原は不明であるが、江戸中期の文献に依れば六月四・五・六の三日間行はれたもので、四日は舞樂を奏し、五日は供御を行ひ、各酒肴を賜

はり、六日が即ち御芦祭であつて、前日に社頭に飾つた吉棄物・凶棄物(俗にミヨシといふ)を御池に流したものである。

現行の祭儀は、前日拂曉神職一名白丁を伴つて、攝社青衾神社に置かれた芦を持歸り、二十本宛の束二把を作り、南新宮社殿内に納め、又十八本宛の束十八把を作り、社殿の横に臺を設けて、それに立てる。而して前の二束を社殿内に納める時には、昨年古い分を取り出し、これと交換するのであつて、これが即ち御芦迎の儀式である。當日は禰宜以下祭員の祭典があり、終つて夕刻神職一名が南新宮社に到り、御芦を執つてこれを流却して、儀式が終るのである。

御田植祭

六月十八日

攝社御田神社の例祭である。年穀の豊穰を祈る祭典が畢れば、八丁畷の齋田に於いて、御田植の式が行はれる。右の祭典には陪従の笏拍子につれて、白衣緋袴緋纏に挿頭花をつけた早乙女の優雅な田舞が奏せられるのである。

猶齋田奉仕の田人は地方の優良青年を選抜する例となつてゐる。

神輿渡御神事

八月八日

朱雀天皇の天慶二年、平將門が下總に謀叛した時、藤原忠文・源經基は勅を奉じて之が征討に赴く途中、當神宮に逆賊調伏の祈願を籠め、爲に神輿は愛知郡星崎の邑に渡御あらせ給ふた。その故事に倣うて、神輿が神樂殿から攝社孫若御子神社に渡御せらるゝ神事がこれである。祭典行事の次第・行列の列次等は五月五日の神輿渡御神事と同様である。

第五章 國寶

當神宮の寶物は、一千一百三十五點の多きに上るが、就中國寶に指定せられたるものゝみでも左の四種、三十五點に及び建造物二點に上つてゐる。

後花園天皇宸翰 永享五年十二月十二日

紙本墨書

一幅

附足利義教内書

一幅

熱田社領を伏見宮家に下賜せられた時の勅書及び内書であつて、勅書は 後花園天皇寶算十五歳の御時の宸筆である。將軍義教自筆の内書も勅書の内容との交渉以外、兩々相俟つてその眞蹟たるを確證するものと言へる。

菊蒔繪手宮 傳足利義政寄進

壹合

模様梨子地に籬を象る格子を現はし、これに菊を配した金古蒔繪。

舞樂面

十一面

一、陵王

壹面

裏書(朱漆) 新面弘安七□□天御社神事□□□

二、納曾利

貳面

裏書(朱漆) 治承二年戊戌青陽天□□□

應永廿七年卯月九日 □□兵庫助兼義

三、還城樂

壹面

裏書(朱漆) 治承二年戊戌青陽天修覆之

弘安七年甲申朱明天修覆之

御社神事之外不可出他所矣

四、二の舞(翁)

壹面

治承二年□□

五、二の舞(姬)

壹面

裏書(朱漆) 治承二年□青陽天

御社神事之外□□□□□

六、崑崙八仙

四面

内二面裏書(朱漆) 治承二年戊戌青陽天修覆之

弘安二年己卯朱明天重修覆矣

御社神事之外不可出他所

内二面裏書 弘安七年甲申朱明□□□

七、拔頭

裏書(朱漆) 剝落不明

法華經從地涌出品 紙本著色

筆蹟及び見返の繪から見ると、嚴島經卷、大阪市天王寺藏扇面古寫經等藤原末期の裝飾經と同一類型のものであるが、その製作年代は恐らく鎌倉初期と見るべきであらう。

金銅兵庫鎖太刀

壹口

總金具金銅・松・鶴及び鶴の丸の彫物がある。帯取の緒に兵庫鎖を用いたもので、鞘の覆輪に「永仁第七曆唯心房圓定施入」の毛彫の銘がある。長さ二尺、中身は無銘であるが鎌倉時代の製作と思はれる。

太	刀	銘 則國	壹口
太	刀	銘 宗玄作	壹口
太	刀	銘 備州長船兼光	壹口
脇	指	銘 長谷部國信	壹口
短	刀	銘 (表)來國俊 (裏)正和五年十一月	壹口
太	刀	銘 宗吉作	壹口

太	刀	銘 國友	壹口
太	刀	銘 長光	壹口
太	刀	銘 備州長船重光	壹口
短	刀	銘 吉光	壹口
短	刀	銘 (表)長谷部國信 (裏)藤原友吉	壹口
短	刀	銘 (表)國光 (裏)徳治三年	壹口
太	刀	銘 了戒嘉元三年三月 日山城國住人九郎左	壹口
太	刀	無銘	壹口
太	刀	銘 眞行	壹口
短	刀	銘 (表)奉納尾州熱田大明神 (裏)兩御所様被召出於 武州江戸御劔作御紋康之字被下罷上刻籠越前康繼	壹口
短	刀	銘 爲清	壹口
短	刀	銘 定利	壹口
太	刀	銘 定阿	壹口

建造物

熱田神宮海上門 (桃山時代)

熱田神宮鎮皇門 (桃山時代)

附 参拜並奉賽

参 拜

一般参拜者の心得

- 一、参拜に當つては、心身を清淨にし、服装を正しくすること。
- 二、手水舎で手を淨め口を嗽ぎ、帽子外套等を脱ぎ、適當の場所に置き、外玉垣御門前で拜禮すること。
- 一、境内では静肅・謹嚴の態度を旨とし、喫烟・咯痰・放歌・高聲を慎み、又寫眞撮影の場合は警衛課に申出で、衛士の指圖を受くること。
- 二、團體にして修祓・玉串奉奠等希望の場合は、豫め熱田神宮宮廳又は神樂殿に申出づること。
- 一、境内にて事故の生じた場合は、衛士に申出で、その指示を受くること。

正式参拜

左記の有資格者は、外玉垣御門内で、資格相當の拜位に参進し、玉串を奉奠して参拜することを許さるゝから、希望者は豫め日時及身分を、宮廳又は神樂殿受附まで申込まれたい。

参拜時間は黎明の御開門時から、黄昏御閉門時までであるが、祭典執行中は取扱はれない。

一、参拜位置

(イ)皇 族

瑞垣御門敷居際

朝鮮王族・同公族之に準ず。

(ロ)勅任待遇者以上

内玉垣御門外雨落際

貴衆兩院正副議長・有爵者・功三級以上・勳三等以上・從四位以上の者。

(ハ)奏任待遇者以上

中重鳥居際

貴衆兩院議員・有爵者の家族にして華族の禮遇を受くる者・功四級以下・勳四等以下・五位以下の者・勅裁又は官制に依り補命せられたる者(官吏以外の者を謂ふ)・學位を有する者・市長・道府縣會正副議長。

(ニ)判任待遇者以上

外玉垣御門内雨落際

町村長・市會正副議長・市制第六條の市の所屬區長及び區會正副議長・褒章條例並明治二十年勅令第十六號に依り褒章を賜はりたる者。

附 参拜並奉賽

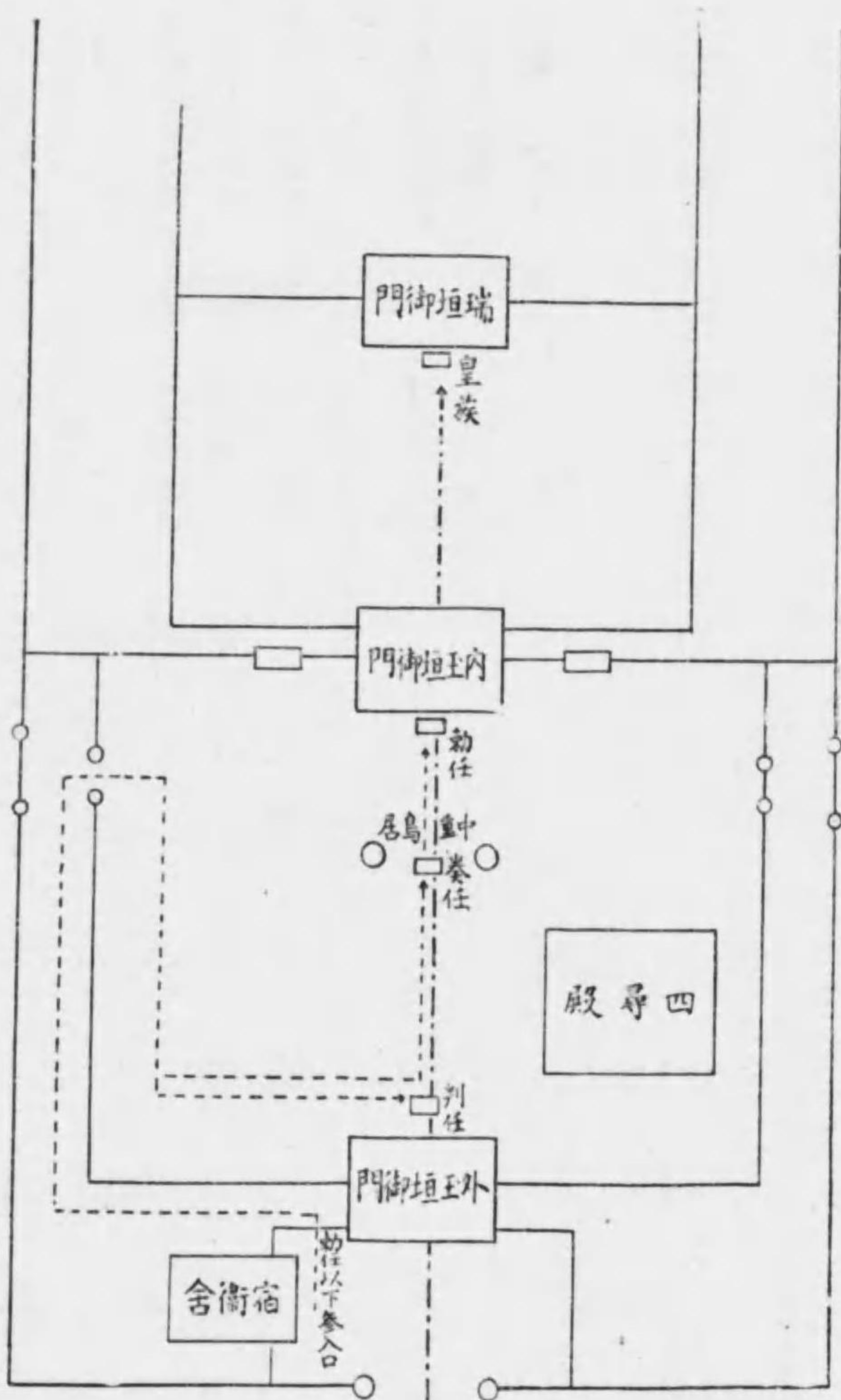
(附記)

- (一) 前項有資格者の配偶者は、其の夫の資格に準じて之を取扱ふ。有爵者の寡婦其の家にあるとき亦同じ。
- (二) 参拜者の服装は男子は、通常服(フロックコート・モーニングコート)又は紋付羽織袴とし、女子は通常服(袷袴又はウイジツテイングドレス)又は白襟紋付(袴着用差支へなし)とする。但し制服あるものは之を着用することを得。
- (三) 外國人については前記各項に準じ取扱ふ。

二、参拜次第

皇族 第一鳥居から御参進、第三鳥居外で御下乗、外玉垣御門外で御手水、修祓の上、同御門より御参入、瑞垣御門外敷居際に御着、官司の進め奉る御玉串を御奉奠御拜あつて御退下。
 勅任以下 五尋殿にて手水、正式参拜者名簿に署名、修祓の上大前に参進、外玉垣御門西掖菱子柵から中重に入り、所定の拜位に着き、玉串を奉奠して拜禮の後退下。

熱田神宮正式参拜拜位圖



附 参拜並奉奠

奉 賽

一般奉賽に關する事務は總て神樂殿に於いて取扱ふ。
 祈禱の執行・御神樂の奉奏・神饌料の奉納・神符守札の拜戴・神印並に神鈴の拜受・神前結婚擧
 式等希望の節は神樂殿(電南一二)に、郵便に依りて願出づる時は、熱田神宮宮廳(名古屋市熱田區
 熱田中瀬町)へ願意・住所・氏名等可成詳細明瞭に申出でられたし。
 祈禱及神樂執行刻限

四月——十月 午前八時より午後四時迄
 十一月——三月 午前九時より午後四時迄

昭和十四年十月二十日印刷
 昭和十四年十月廿五日發行

編輯者

名古屋市熱田區熱田中瀬町十二番地
熱田神宮宮廳
慶 光 院 俊

印刷所

京都市下京區西洞院通七條南
内外出版印刷株式會社
右代表者 須磨勘兵衛

發行所

名古屋市熱田區熱田中瀬町十二番地
熱田神宮宮廳



終

5
2